建設業者の許可の取消し.

公

告

基本測量の実施......

告

示

目

次

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出......

(経 (監

理 理

課

:

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員

小

堀

安

雄

課 :

(昭和二十四年法律第百八十八号) 第十四条第三項の規定により公示する。 国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、

測量法

右

同

右

同

土地改良事業の工事の完了......

先 機 関 右 右 右 右



第二千百七十八号

平成十五年五月二十六日 (月曜日)

青森県告示第三百七十四号

作業種類

:

:

基本測量 (日本列島精密測地網高精度三次元測量

作業期間

同

:

:

同

:

三

Ξ

作業地域

平成十五年六月一日から平成十六年一月二十三日まで

青森市

八戸市 五所川原市

十和田市

(水産事務所)

三

三沢市

事農上 林北

'水地

所産方

:

Ħ.

同

:

-

むつ市

東津軽郡平内町、 蟹田町、今別町、 蓬田村、 平舘村、 三厩村

西津軽郡鰺ケ沢町、 深浦町、 森田村、岩崎村、柏村

南津軽郡浪岡町

示

上北郡野辺地町、 七戸町、 百石町、横浜町、 東北町、

天間林村、六ケ所村

北津軽郡金木町、 中里町

下北郡東通村

五戸町

名川町、

南部町、

階上町

三戸郡三戸町、

青森県告示第三百七十五号

紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。 次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十五年五月十日をもって青森県収入証

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安

雄

下北郡漁業協同組合連合会 むつ市柳町一丁目七の一九 売りさばき人の住所及び名称

公

建設業者の許可の取消し

青

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安

雄

商号又は名称 株式会社高峰産業

代表者の氏名 丹藤

主たる営業所の所在地 青森市八重田四丁目九の二〇

兀

五 取消年月日 平成十五年五月十二日

許可番号 青森県知事許可 (般 四 第六六二五号

商号又は名称 飯田建築

 \equiv 氏名 飯田 喜代美

Ξ 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字雷電際一三の一一

兀

兀 五 取消年月日 平成十五年五月十二日 許可番号 青森県知事許可 (般 一一)第七二二四号

取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

より確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十五年四月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出に

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり 同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安 雄 六 取消しに係る建設業の許可

大工、タイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、 平成十五年四月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第 項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理者 青森県事務吏員

小

堀

安

雄

七

代表者の氏名 商号又は名称 大嶋 有限会社八重 幸子

Ξ 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字後平四の七〇

兀 五 取消年月日 許可番号 青森県知事許可 (般 平成十五年五月十二日 _ 四 第一四五四二号

六

取消しに係る建設業の許可

取消しの原因となった事実 土木工事業に係る一般建設業の許可

七

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十五年五月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安

雄

商号又は名称 有限会社管工舎

代表者の氏名 工藤 良三

主たる営業所の所在地 八戸市類家三丁目一三の八

Ξ

兀

許可番号 青森県知事許可 (般 一四) 第一三六二号

取消年月日 平成十五年五月十六日

取消しに係る建設業の許可

六

五

土木、管、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十五年五月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年五月二十六日

青森県知事職務代理者

青森県事務吏員 小 堀 安

雄

商号又は名称 八戸鉄工協同組合

代表者の氏名 越村 幸男

主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目六の一七

許可番号 青森県知事許可 (特 一三) 第三八五五号

兀 Ξ

取消年月日 平成十五年五月十二日

取消しに係る建設業の許可

六 五

建築、鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成十五年五月十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、 同条第二項の規定により公告する

平成十五年五月二十六日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐

司

	1
十四年	
·并 ※	土
農地	地
災害	改
四年災農地災害復旧事業	良
事	事
耒	業
	の
=	名
_	称
平	事業
内	を行
町	う者
平	年工
成	月月完
≓	日子

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
_	=	_	=	_	_	=	=	_	=	_	=	=	=	=	=	=	_
— 三 五	_ 二 四	_ _ _		=		— — 七	一 六	— — 五	— 四	_ _ _	_ _ _	一 九	八	六	五	=	=
<u></u>	<u>И</u>	=	_	_	0			力	<u>Щ</u>	=	_						
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	,,	"	"	"	"	"	"	,,	,,	,,	,,	,,	"	"

"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=	=
三五	一四四	=	<u> </u>	一八	- 七	一 五 五	— — 四	_ _ _	_ _ _	_ _ _	_ _ O	一 〇 九	- 〇 八	- 0七	- 〇 六	0	0
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

平成十五年五月二十六日

上北地方農林水産事務所長

Щ

П

"	"	"	"	"	11	11	十四年災農地災害復旧事業	土地改良
							事業	良事業
三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	三六	の名
八	t	六	五	四	Ξ	=	_	称
"	11	11	"	"	11	11	十和田市	事業を行う者
三年・二七	11	一弄一二八	11	一至・三九	年 三 四	一岳・三・一九	平成	年工 月完 日了

土地改良事業の工事の完了

11

=

_ 六

ので、同条第二項の規定により公告する。 次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第百十三条の二第一項の

=

二九

=

二八

=

_ 二 七

手	"	三 三 八	"	三十九	三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	一五二九	三年 三 10	月完日了	真		伸出があった	規定により、	}	"	"	<i>II</i>	"
											<u>た</u>	 					
四 一〇六	四 一〇五	w 四 10回	四	<u>"</u>	十四年災農業用施設災害復旧事業四一 一〇一	十四年災農地災害復旧事業 四一 一	# 三八 〇二	十三年災農業用施設災害復旧事業三八 一〇一	三六	"三六一〇九	二六 一〇七	"三六一〇六	三六 一〇五	" 三六 一〇四	"	十四年災農業用施設災害復旧事業三六 一〇二	二六 九
	五	四	Ξ	=	_			_	0	九	七	六	五	四	Ξ		
"	11	11	"	"	"	十和田湖町	11	野 辺 地 町	11	11	11	11	"	11	11	11	"
歩	11	11	一岳・三宝	11	英・三・110	一岳・三三宝	一四• 九•10	一四• 九•三〇	英・三・110	一毎・三・一八	一英・三・一四	一五・三・一九	一弄。二十二四	一岳・三・一四	英・三・10	一季。三八	垂 = 10

	十四年災農業用施設災害復旧事業四三 一〇一 横 浜 町 〒	十三年災農業用施設災害復旧事業四二 一〇二 """"""""""""""""""""""""""""""""""	十三年災農地災害復旧事業 四二 二 "□-	四二 一〇九 "	四二 一〇八 "	四二 一〇七 "	四二 一〇六 "	四二 一〇五 "	" ————————————————————————————————————	" ————————————————————————————————————	" ————————————————————————————————————	十四年災農業用施設災害復旧事業四二 一〇一 """"""""""""""""""""""""""""""""""	四二 五 "	四二四	四二 三 	" 	
"	三三五	"	12-11-110	三年 二 0	-	其 ・ 0	 季 ÷ 六	"	"	"	"	"	三年 三 10	三三	"	"	

"	"	"	"	"	"	"	"	十四年災農地災害復旧事業	"	十四年災農業用施設災害復旧事業四四	十四年災農地災害復旧事業	"	"	"	"	"	"
四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四四四	美 四 四	四四四	四三	四三	四三	四三	四三	四三
九	八	七	六	五	四	Ξ	=	_	0	0	_	- ○ 八	10七	- 〇 六	_ 〇 五	— 〇 四	_ O <u>E</u>
"	"	"	"	"	"	"	"	天	"	"	上	"	"	"	"	"	"
								間林			北						
								村			町						
弄.	<u>=</u>	垂	垂	"	幸	"	∓ .	<u>=</u>	"	"	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	"
三三四	三 三	三三	ii • ii0		三十		ii• ii0	三三			≓ ≡	三言	亭吴	三	亭美	言言	

	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
六	六																
— 四	_ _ =	_ _ _	_	_ O	一 〇 九	- 〇 八	- 0七	- 0六	一 〇 五			0	0	三	Ξ	_	0
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	三	華	幸	三	三	"	"	"	"	三 手	三	"	弄	"	華
			三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	1110	川・ 山	亭 六	111-110					三量	三二		111-110		三十

平成十五年五月二十六日

律第百九十五号) 第百十三条の二第三項の規定により公告する。

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法 (昭和二十四年法

土地改良事業の工事の完了

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

型• ①•	一般農道整備事業	淋代平
班・二	業) (農道整備事業) (暗渠排水事業) (客土事業)) ((農業用用排水施設整備事	切田用水
一岳・二宝	業) (農道整備事業)) 土地改良総合整備事業 ((農業用用排水施設整備事	元村
班• 1• 0	(農道整備事業)) 農村総合整備事業 ((農業用用排水施設整備事業)	沢田
平成芸・芸芸	湛水防除事業	花切
年工 月完 日了	県営土地改良事業の名称	地 区 名

***************************************	四六 二	四六 110	四六 ーー九	四六 一一八	四六 一一七	四六 一一六	四六 一五
		- - - - -	一 九 "	八 //	七 ″	一 六 ″	五
	一年	三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三	一年	一弄一	一弄一	一卦	一季三八

犬落瀬	甲田田	三沢南部	矢倉
ため池等整備事業	かんがい排水事業	(農道整備事業 ((農業用用排水施設整備事業)	"
一年一一	英• • : 三	一四· 四· 五	一 五 五 •

 (毎週月・水・金曜日発行)
 定価小口一枚二付十五円一銭

 青森市長島一丁目一番一号
 青森市古川二丁目一七番五号

 発行所・発行人
 印刷所・販売人